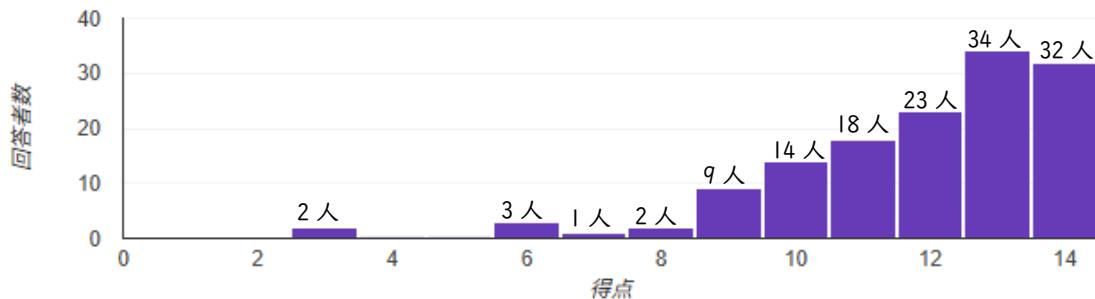


合計点の分布

平均 11.83/14 ポイント	中央値 12/14 ポイント	範囲 3~14 ポイント
---------------------	-------------------	-----------------

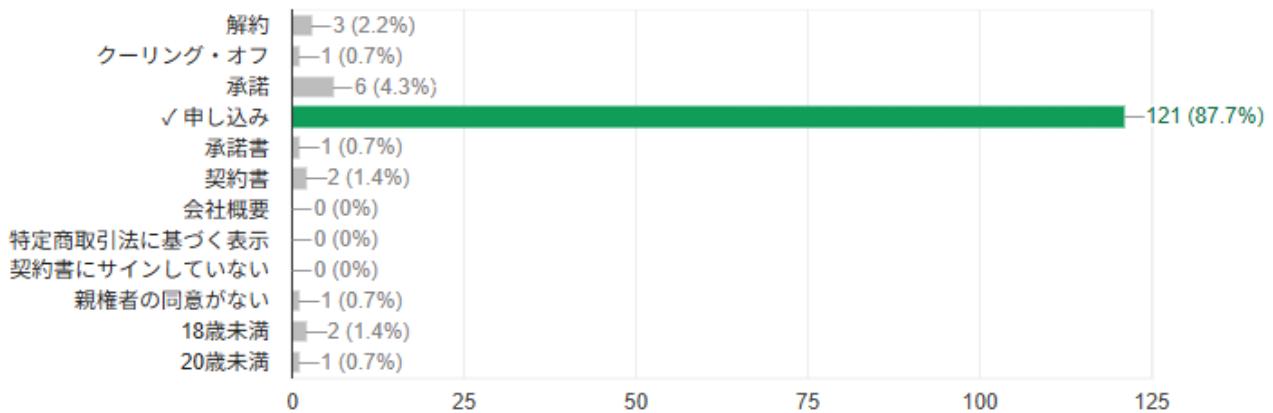
合計点の分布



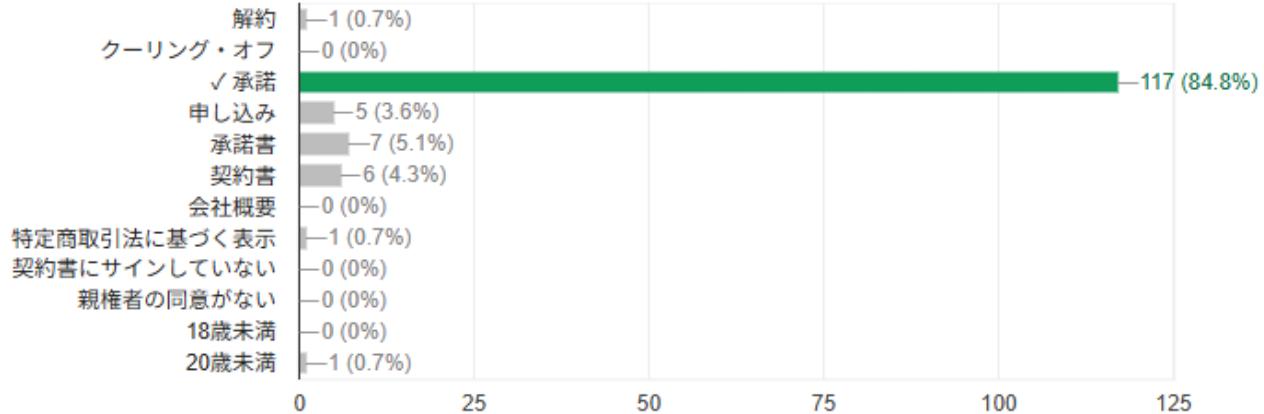
I. 契約に関する次の分の①～⑧に当てはまる語句を、選びましょう。

(1) 契約は、消費者からの①_____、販売サイトやお店の②_____で成立する。

① 正答数 121/138 件 (87.7%)

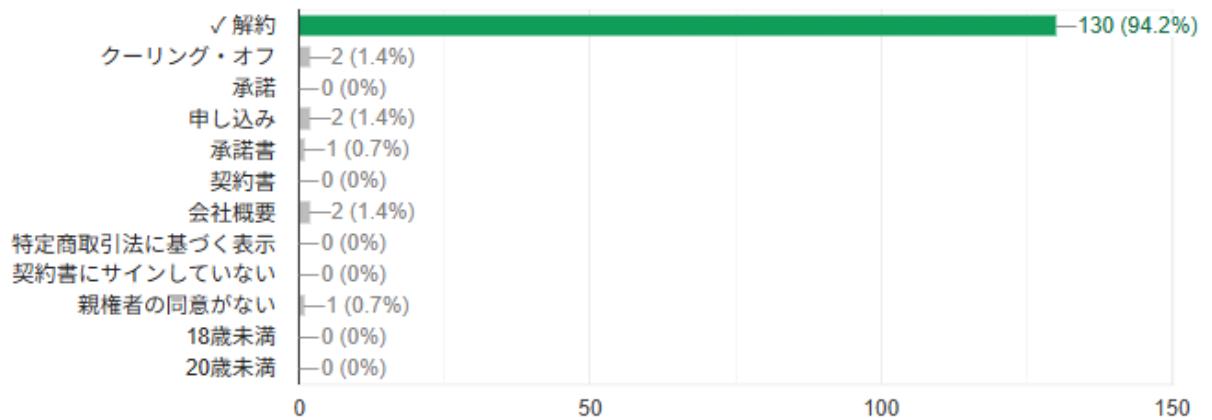


② 正答数 117/138 件 (84.8%)

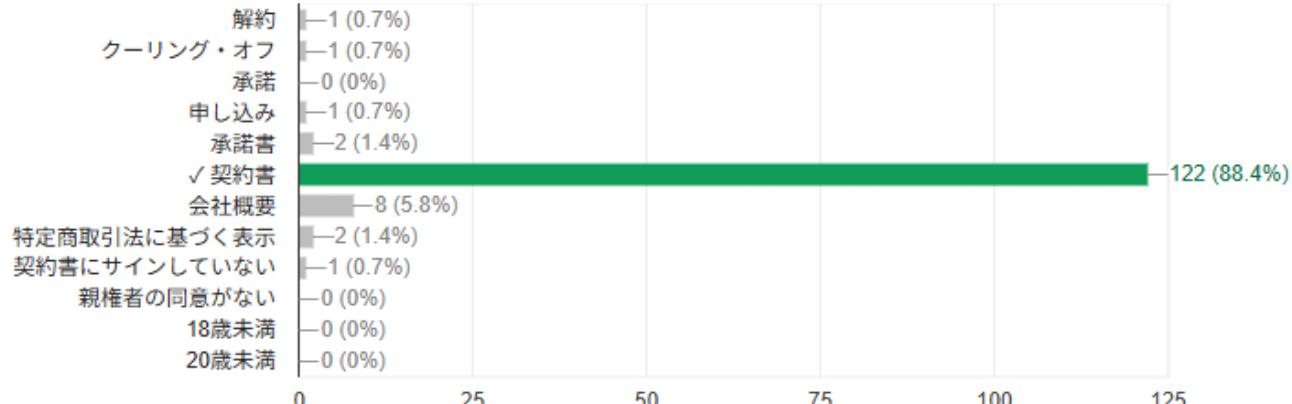


(2) 契約は、一度有効に成立すると一方的に③_____できないので、契約をする前に、業者（店舗）が定めた契約ルールが書かれた④_____や、ネット通販の場合は⑤_____を確認する必要がある。

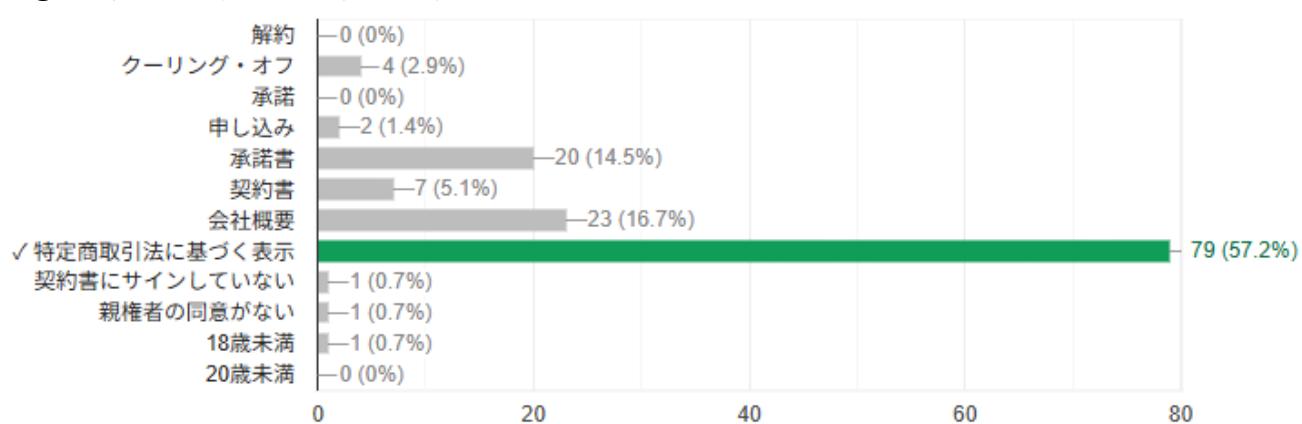
③ 正答数 130/138 件 (94.2%)



④ 正答数 122/138 件 (88.4%)

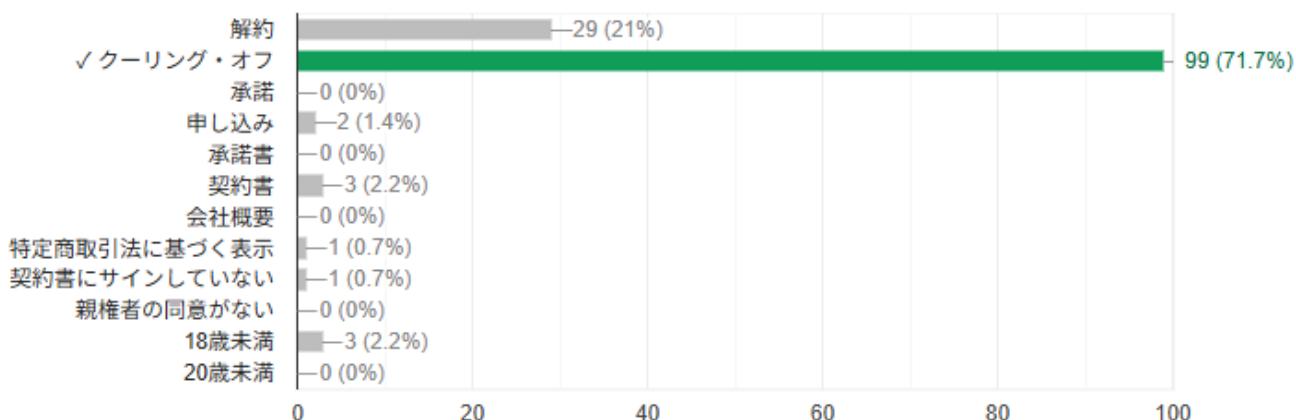


⑤ 正答数 79/138 件 (57.2%)



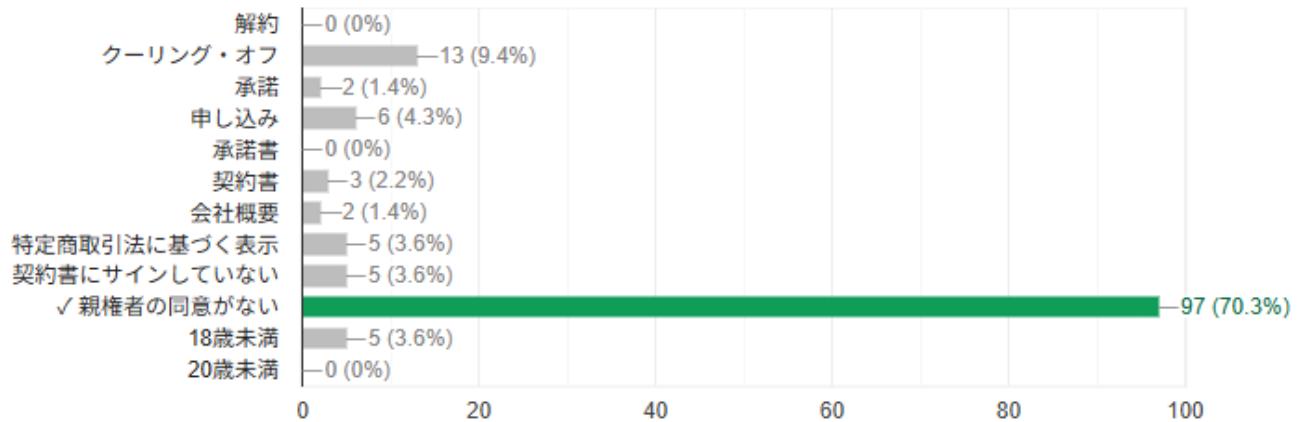
(3) 店舗での契約や、ネット通販（通信販売）での契約では⑥_____ができない。

⑥ 正答数 99/138 件 (71.7%)



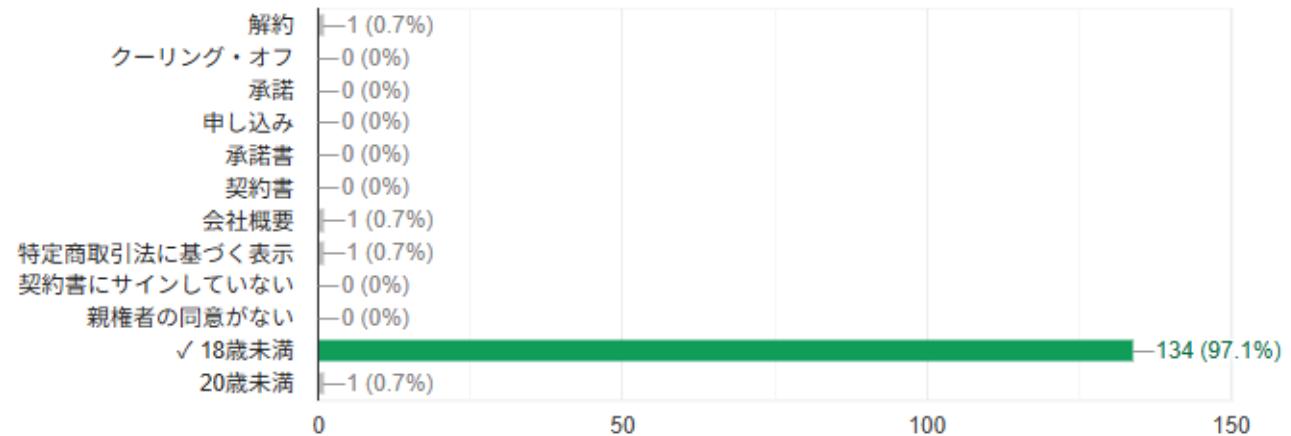
(4) 未成年者の⑦_____契約は取り消すことができる。

⑦ 正答数 97/138 件 (70.3%)



(5) 未成年者とは⑧_____である。

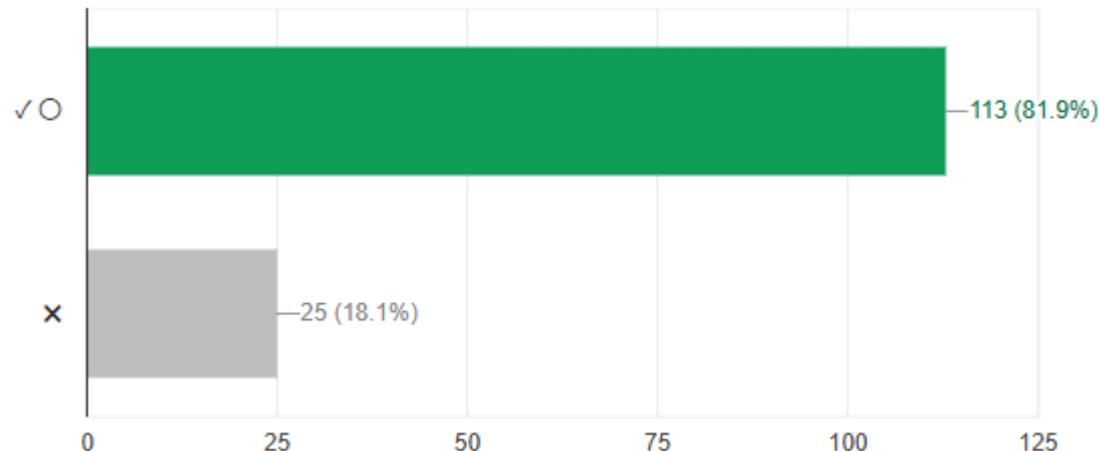
⑧ 正答数 134/138 件 (97.1%)



2. 次の文が正しい場合は○、間違っている場合は×を記入しましょう。

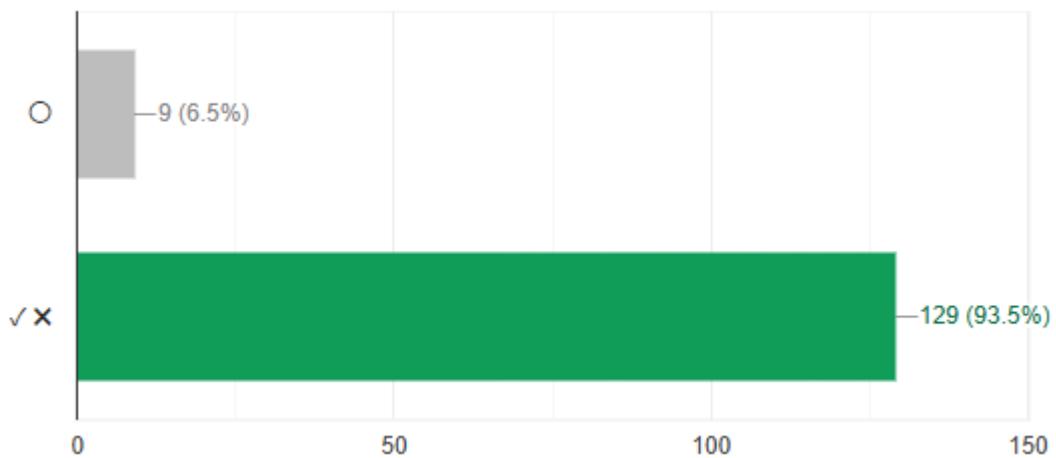
(1) 店舗によっては、未使用の場合、レシートがあれば返品できることもある。

正答数 112/138 件

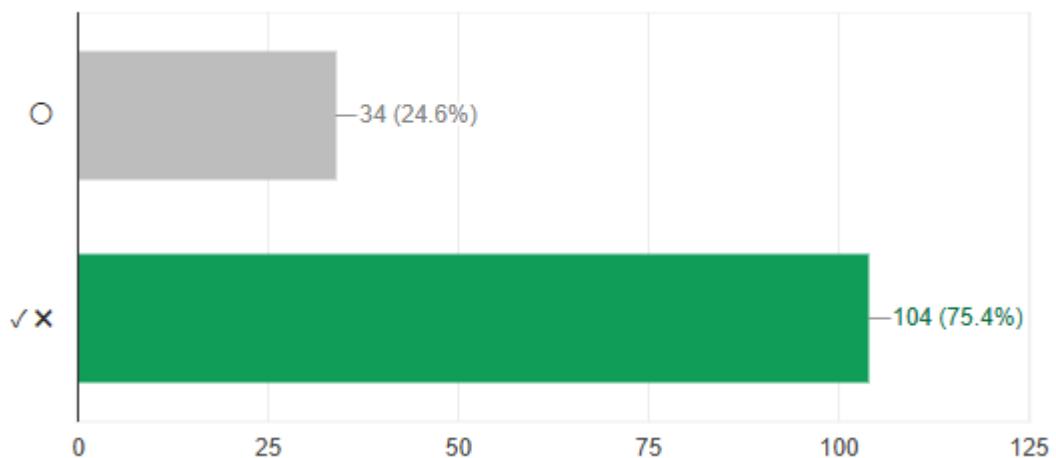


(2) クレジットカードを友人に貸した場合、カード会社はその友人に請求する。

正答数 129/138 件

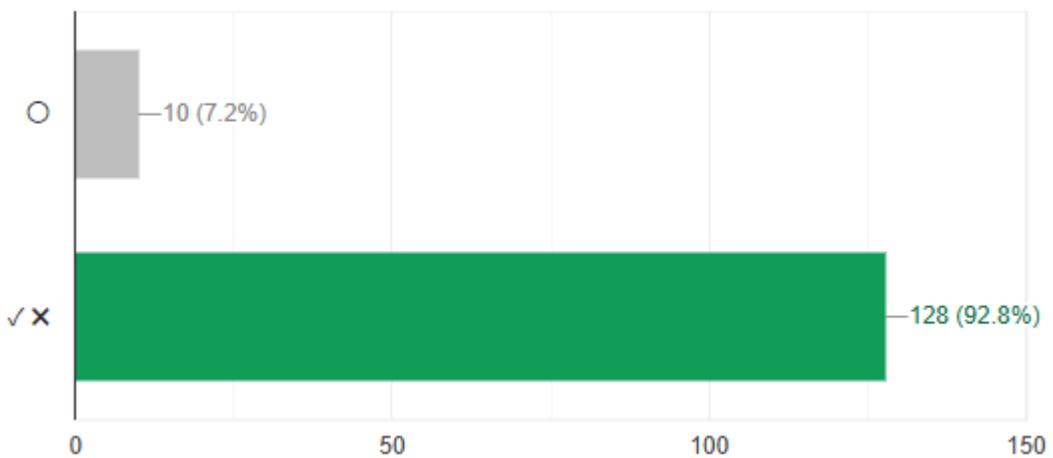


(3) ウソの説明をされ、それを信じて契約してしまったが、すでに契約が成立している場合は解約できない。 正答数 104/138 件

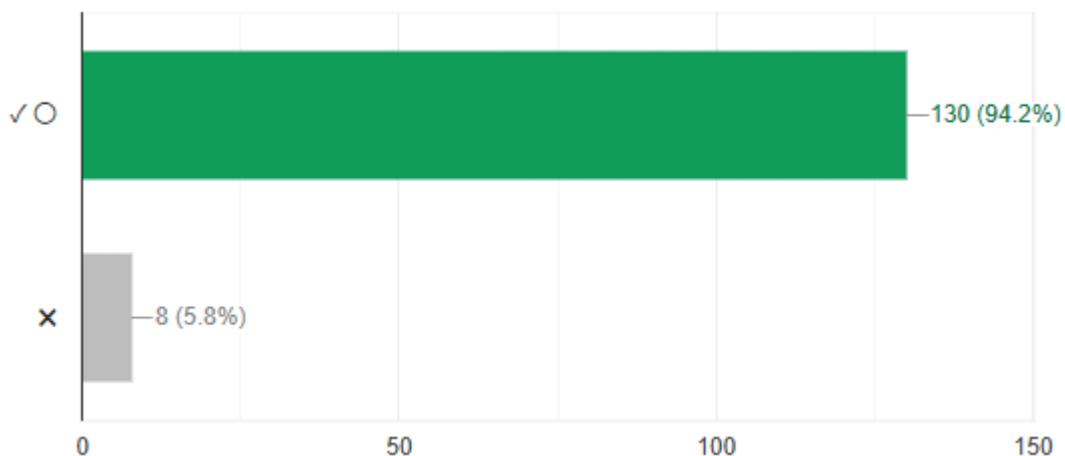


(4) 18才でも、学生であれば未成年者と同じ扱いになる。

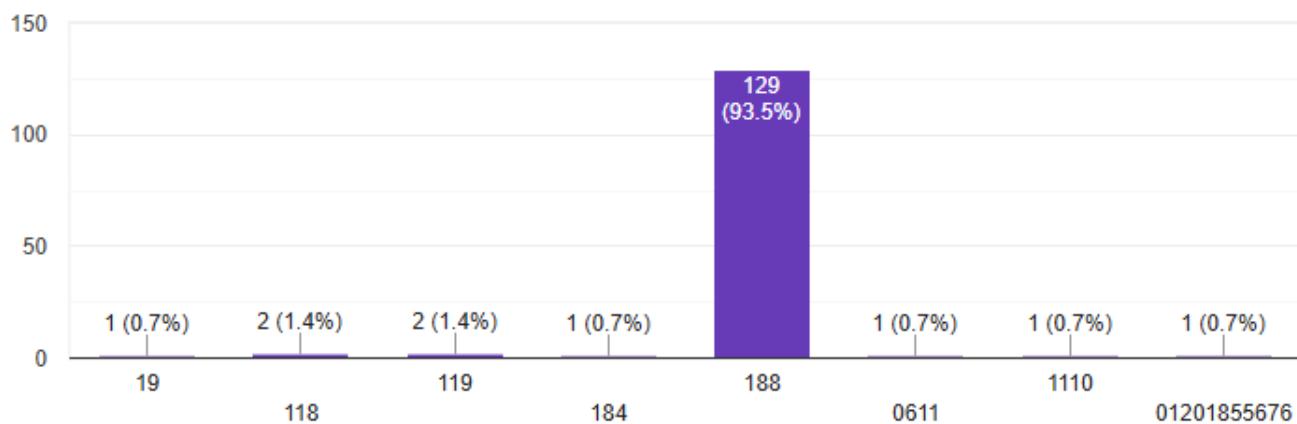
正答数 128/138 件



(5) 18才でも、飲酒や喫煙は従来通り20才からである。 正答数 130/138件



3. 全国共通の消費者ホットラインの番号は？



4. 感想（抜粋）

- 改めて契約する際の危険や知っておくべきことを知ることができ、今後に活かすことが出来ればいいと思う。もっと日常生活の中で考えて行動していきたいと思う。
- もし何かあったらすぐに188に電話しようと思いました。
- 成人して社会生活を送るにあたって、こういったトラブルを回避していくように知識を深めようと思った。
- 去年も同じ内容を学習しましたが、成人する手前に改めて確認できてよかったです。
- 契約の責任について考えることが出来た。親にも話して、周りにも広げたい。
- 自分は引っかかるからないだろうと思っていても引っかかるかもしれないほんとに気をつけたいと思いました。18歳にもうなっているので契約などしっかりと見てやりたい。
- 三年間、毎回ほとんど同じ内容の説明を受けたが、だからこそ、それが復習になり、より詳細に記憶できた。
- 消費者のことについてあまり考えることがなかったですが、自分が18歳になった今しっかりと気をつけてものを買ったりしようと思いました。契約内容などもしっかりと見てから買うようにしようと思いました。
- いつもよりも事例が身近なものばかりで、しっかりと覚えて帰らないといけないと思った。SNSもよく使っているので、広告やDMも注意してみるようになといたいと思う。
- 非常に為になる内容でした。ダークパターンや詐欺にあった際は消費生活センターに相談したい
- 副業の勧誘や脱毛などの契約など、18歳をすぎると自分だけで契約することができるけど、怪しいと思うことや嫌だと思うことには断れるようにしたいです。また、しっかりとクーリングオフや消費者契約法のことも覚えておきたいと思いました。